

【江戸川保健所からのお知らせ】

# スポーツイベント等の行事で 食品を提供する予定の皆さまへ



スポーツイベント等の行事で、簡易な施設を設けて食品を提供する場合、行事の内容や取扱う食品に応じて、食品衛生法に基づく営業許可や届出等が必要になる場合があります。事前に保健所までお問い合わせください。

※ 参加者をあらかじめ把握できるなど、限られた方を対象に食品を提供する場合は、許可・届出の対象外となる場合があります。

## （食品提供の例）

✚ 一時的に催される野球の試合で、不特定多数の者に焼きそばを調理・販売する場合

⇒「**短期固定型臨時営業\***」の許可が必要です

※給排水設備等の施設の基準があります。食品衛生責任者の資格を有する人が必要です。

✚ 仕入れた弁当を不特定多数の者に販売する場合

⇒「**営業届\***」が必要です

※食品衛生責任者の資格を有する人が必要です。



✚ 自治体、住民団体が関与する等、公共的な目的のある行事で食品を提供する場合

⇒「**行事開催届**」が必要です

✚ キッチンカーで食品を提供する場合

東京都内で出店可能な営業許可等を取得していることを確認してください。



食品の種類によっては、行事での取り扱いができない場合があります。  
食品を提供する予定のある方は、保健所までお早めにご相談ください。

問い合わせ先：江戸川保健所 生活衛生課 食品衛生係

（江戸川区東小岩3-23-3 小岩健康サポートセンター内 2階 ③窓口）

電 話：03-3658-3177